様式第八号（第十七条関係）　（平二一厚労令四・令三厚労令一五・一部改正）

（表面）

8cm

写真	健康増進法第五十九条第一項の規定による立入検査を行う職員の証 第　　号 官職 氏名 生年月日 発行年月日 消費者庁長官

12cm

（案国）

その他の証明書を携帯しなければ、この法律の規定による立入検査を拒んではならない。

麻薬及向精神薬取締法（抄）

（立入検査）

第五十九条　内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、麻薬業務所若しくは麻薬施用者の診療所に立ち入り、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬業務者の帳簿書類その他の物件を検査させ、麻薬業務者に関係のある者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（権限の委任）

第六十九条　（略）

2　（略）

3　内閣総理大臣は、この法律に規定する権限（政令で定めるものを除く。）を厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に委任する。

4・5　（略）